

新型コロナウイルス感染症 第二期 奈良県緊急対処措置

経過報告 5.18

令和3年5月18日(火)

第21回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

全国的に変異株の影響による急速な感染拡大が進む中、奈良県では、近隣府県における緊急事態宣言に合わせて、県独自の緊急対処措置を、5月31日まで実施しています。

ここでは、その実施経過とともに、県内の感染動向、医療提供体制の現状、ワクチン接種の早期展開に向けた取組等について、確認することとします。

奈良県では、引き続き強い危機感をもって「緊急対処措置」を実行していきます。

目 次

1. 奈良県の緊急対処措置について
2. 効果的な感染防止策の確定と徹底
3. 医療提供体制を護る措置
4. ワクチン接種の早期展開
5. 奈良県緊急対処措置の実行のため
早急に必要となる経費

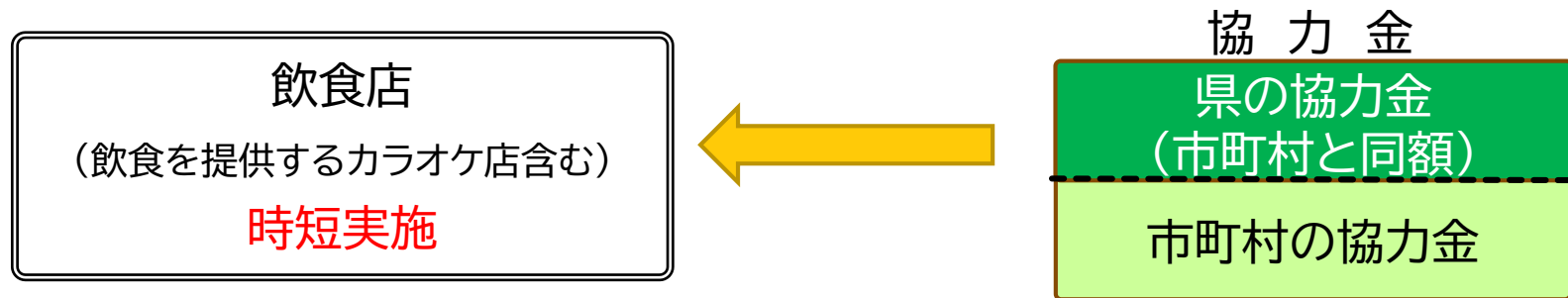
1. 奈良県の緊急対処措置について

1. 奈良県の緊急対処措置について

(1) 飲食店などへの時短要請 ① 協力金の上乗せ支援

県内市町村が、飲食店などに時短要請され、協力金を支払われる場合には、同様に、県も時短要請を行い、**同額を上乗せ支援**します。

(売上規模に応じて、県と市町の合計額で2万円/日、4万円/日、6万円/日(一部例外あり))



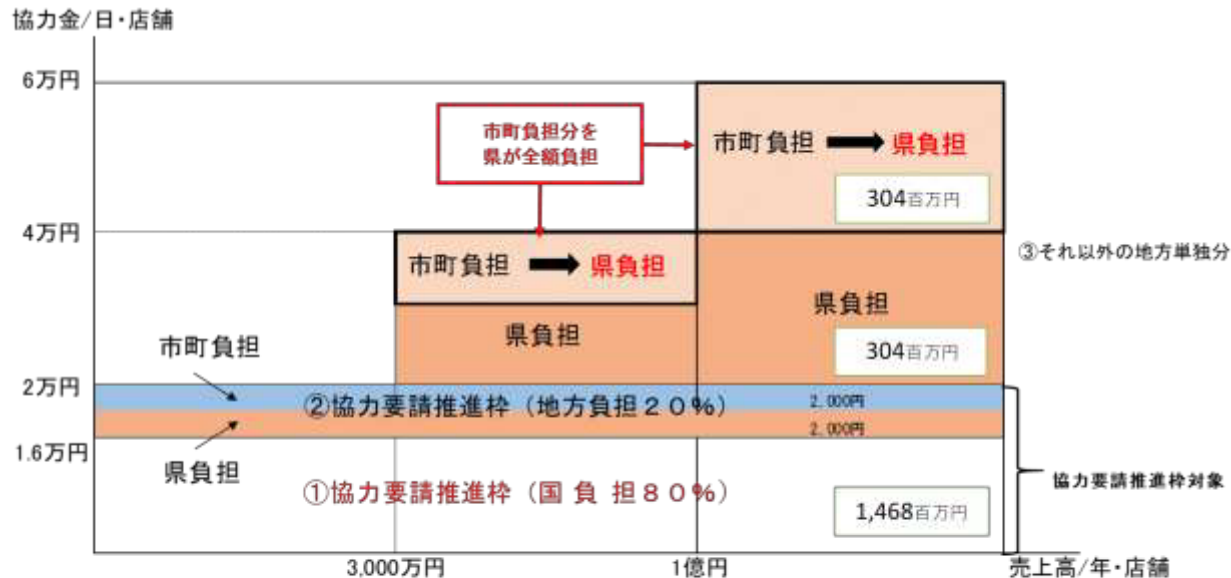
- 時短を要請中の市町村(9市町)
奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、
生駒市、香芝市、王寺町、広陵町
- 上記全ての市町が
 - ・時短要請は、午後8時まで
 - ・時短要請期間は、5月31日まで

1. 奈良県の緊急対応措置について

(1) 飲食店などへの時短要請

② 協力金に対する追加財政支援について

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）の県・市町負担分への充当について、国と積極的に協議を行った結果、確保の目処が立ちました。（図の①の部分）
- 今般、市町負担を軽減するため、県に追加配分される予定の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）を活用し、2万円／日までの部分について市町に10%の負担が生じることの了解を頂き、それを超える部分（図の③の部分）については、市町の負担分を県が全額負担する独自の追加財政支援を決定しました。



- 国負担 (①協力要請推進枠の80%)
- 市町負担 (②協力要請推進枠の20%の1/2)
- 県負担 (②協力要請推進枠の20%の1/2、③それ以外の地方単独分の1/2)
- 市町負担⇒県が全額負担 (③それ以外の地方単独分の1/2)

1. 奈良県の緊急対処措置について

(1) 飲食店などへの時短要請 ③見回り活動の実施

- 時短要請の徹底のため、県・市町等が一体となって見回りを実施しています。
- 個別店舗に対し、時短要請に協力いただけるよう、依頼文書(チラシ)の配布や声かけなど網羅的な働きかけを行っています。
- 5/1から見回りを実施した結果、約9割の店舗が時短要請に応じていることが判明しています。
- 見回りについては、奈良県緊急対処措置期間が終了する5/31まで続けてまいります。

営業時間短縮のお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、**時短営業**をお願いします。

○実施期間 5月31日(月)まで

○要請内容 営業時間の短縮(午後8時まで)

※時短要請にご協力いただいた飲食店に対し、協力金を支給する制度を設けています。詳しくは市のホームページをご確認ください。

協力金担当課：●●市(町) △△部 ××課

●●市(町)・奈良県

店舗に配布するチラシ
(例)

1. 奈良県の緊急対応措置について

(3) 出勤抑制について ① 事業所等のテレワーク等の取組

➤ 大手事業所等への聞き取り

企業	所在地・業種	取組内容
A社	(大和郡山市・製造業)	時差出勤・フレックス、テレワーク、時差休憩
B社	(奈良市・建設業)	フレックス、業務内容により出社・在宅の選択制
C社	(橿原市・製造業)	時差出勤、テレワーク(基礎疾患のある従業員等)
D社	(大和郡山市・製造業)	事務系の2割テレワーク、自家用車出勤推奨
E社	(生駒市・製造業)	自家用車相乗り出勤推奨
F社	(大和郡山市・製造業)	間接部門8割テレワーク、自家用車出勤・時差出勤推奨
G社	(天理市・製造業)	5月全部署金曜日休業

➤ その他事業所の取組(商工会議所から会員企業への聞き取り結果)

企業	業種	取組内容
H社	サービス業	テレワーク
I社	製造業	時差出勤、テレワーク
J社	サービス業	最少人数営業
K社	サービス業	最少人数営業
L社	サービス業	時差出勤
M社	サービス業	テレワーク
N社	金融・保険業	テレワーク
O社	卸、小売業	テレワーク、事務所人員50%
P社	金融・保険業	テレワーク、事務所人員50%
Q社	サービス業	テレワーク
R社	サービス業	時差出勤
S社	製造業	ローテーション勤務
T社	製造業	希望者は在宅勤務・休業

企業	業種	取組内容
U社	不動産業	時差出勤、テレワークで出勤率30%
V社	製造業	時差出勤、テレワーク
W社	金融・保険業	時差出勤
X社	製造業	時差出勤
Y社	サービス業	雇用調整(休業)、時差出勤
Z社	サービス業	時差出勤、テレワーク
AA社	運輸業	総務部門交代勤務
AB社	サービス業	テレワーク
AC社	製造業	テレワーク
AD社	製造業	管理部門は時差出勤、ローテーション勤務
AE社	製造業	時差出勤
AF社	運輸業	時差出勤、ローテーション勤務

コロナ禍の中、時差出勤・テレワーク等様々な働き方が進みつつあります。

1. 奈良県の緊急対処措置について

(3) 出勤抑制について ② 県庁の勤務における取組について

職員同士の接触機会の低減を柔軟に図ることができるように、令和3年4月30日付け総務部長通知及び行政・人材マネジメント課長通知により、以下のとおり取扱を見直し

○在宅勤務制度※の特例の**対象職員の範囲を拡大** ⇒ 在庁者数の削減を図る

※通常は週1回まで活用可能

これまで

緊急事態宣言区域に
居住する職員等は
週4回まで活用可能



取組後

全ての職員が
週4回まで活用可能

○奈良県版フレックス制※の**利用促進のため運用を柔軟化** ⇒ 接触機会の低減を図る

※総勤務時間数を維持しながら、7時から22時まで（当面は20時まで）の間で勤務時間を設定

これまで

通常は制度を利用する
2週間前の週末までに申告が必要



取組後

時差出勤により職場での
接触機会の低減を図る場合は、
前日までの申告が可能

1. 奈良県の緊急対処措置について

(4) クラスター感染拡大防止実地指導(サイトビジット)について

奈良県立医科大学感染症センターの笠原センター長の協力のもと、社会福祉施設等における感染拡大防止のための実地指導を令和2年7月から実施してきました

- ① 感染者が発生した場合に、クラスター化が懸念される社会福祉施設に対し、事前に実地指導
- ② 感染者が発生した社会福祉施設等に対し、実地指導

・医師、感染症管理看護師、県職員等によるチームを編成

・実施指導内容

日常の感染予防対策の点検評価
ゾーニング指導 等

令和2年度 実施指導実績

127件(うち笠原センター長直接指導分 61件)

令和3年度 実施指導実績(5/14時点)

10件(うち笠原センター長直接指導分 8件)

1. 奈良県の緊急対処措置について

(4) クラスタ発生時の実地指導 事例

感染者が発生しクラスタ化が懸念される医療機関や社会福祉施設に対し、事前に実地指導

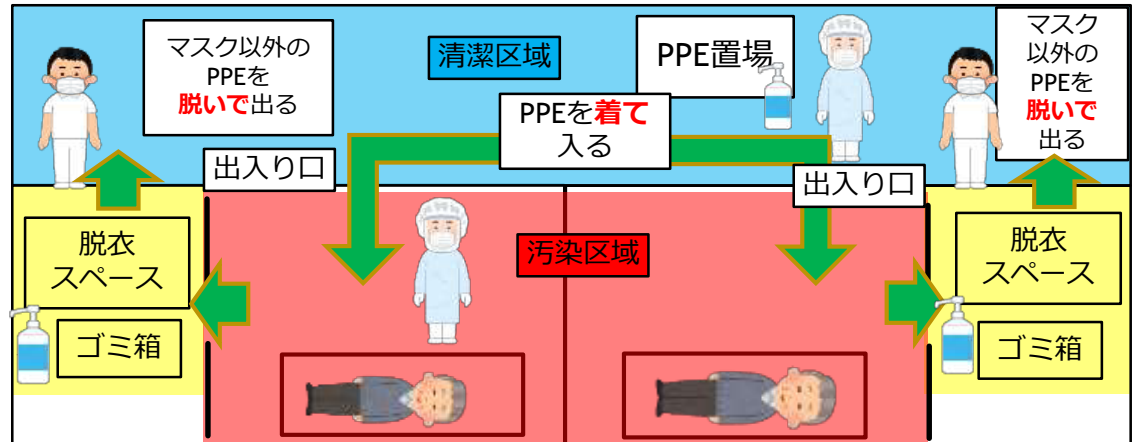
- ・医師、感染症管理看護師、県職員等によるチームを編成

(実施指導の例)

- 情報を聴き取り → 感染源・感染経路を特定 接触者を決定 従事者の健康観察期間決定
- 現場確認 → 日常の感染予防対策の点検評価 → 不備なところを指導
- 施設、病院機能の制限の決定



現場では、汚染区域と清潔区域を明確に区別できているか、など点検します。



1. 奈良県の緊急対処措置について

(5) 県内主要公共交通機関における感染拡大防止の取組

交通機関	感染拡大防止の取組	主要ターミナル 駅等での検温
J R 西日本	最終列車の繰り上げ 車内の換気 車内の抗ウイルス・抗菌加工 利用客へマスク着用等お願い 等	未実施 (他府県路線 も同様)
近畿日本鉄道	最終列車の繰り上げ 車内の換気 車内の抗ウイルス・抗菌加工 利用客へマスク着用等お願い 等	未実施 (他府県路線 も同様)
奈良交通	車内の換気 車内の抗ウイルス・抗菌加工 利用客へマスク着用等お願い 等	乗車前の検温 (定期観光バス ・自社ツアーバ ス)

※奈良交通定期観光バスは現在運休中。

1. 奈良県の緊急対処措置について

(6) 学校の部活動・教育実習の制限、自粛について

① 県立学校

○部活動における練習試合や合同練習、集会等は、県外学校に加え、県内学校とも不可とする。

公式試合等については、学校会場の場合は無観客、外部会場の場合は観客は関係者限定とする。

○教育実習の受け入れ時期については、2学期開始日(原則として9月1日)以降に延期する。

② 市町村立小・中学校

○部活動、教育実習とも、県に準じて実施。

③ 私立学校

県立学校の対応方針をお知らせした上で、以下のことについて要請

○県内外の学校との部活動における練習試合や合同練習、集会等は、自粛を要請。

公式試合等については、感染防止対策を徹底した上で参加。

○教育実習の受け入れについて自粛、受け入れ時期の再検討を要請。

1. 奈良県の緊急対処措置について

(7) テレビCM放映、SNS発信、県民だより臨時特集号発行等について

① テレビCM放映

- 感染症専門医が感染対策を呼びかけるテレビCMを放映(4月29日～)
また、同専門医のインタビュー映像を「県政フラッシュ」でも放映
- YouTubeにCM動画を掲載。視聴回数9,838回(5月17日現在)
- 上記CMに加え、「マスク」「消毒」「換気」のポイントを感染症専門医が伝える、3種類のCM動画を作成中。5月下旬より放映開始

② SNSによる情報発信

- 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を
LINE、ツイッターなどSNSで随時配信

③ 県民だより臨時特集号発行

- 奈良県の新型コロナウイルス感染症の特徴や感染経路に応じた感染予防策をお知らせ(5月下旬より全戸(約59万戸)に順次配布)

④ 全国紙(4紙)及び地方紙に新聞広告を掲載

- 連休期間中の感染対策の徹底を呼びかけ(5月2日、3日)



1. 奈良県の緊急対処措置について

(8) 感染防止等を行う飲食店等・宿泊施設の認証制度の創設

- ガイドラインに沿った感染防止対策を実施する飲食店等・宿泊施設を
県が認証
 - 目的：飲食店等・宿泊施設における感染防止対策を推進することにより、
感染拡大の防止を図り、利用者に対して安心・信頼の提供を行うこと
で、経済活動の早期回復を図る。
 - 対象：①食品衛生法に基づく営業の許可を受けた飲食店・喫茶店のう
ち、客席を有するもの
②旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊施設
 - 認証基準：国等の考え方を基に県の専門家(感染症、公衆衛生)の意見も踏ま
え県が策定

<基準の主なポイント>

- ① 入店・入館時の手指消毒の実施
- ② 飲食時以外のマスク着用
- ③ 座席間隔の確保
- ④ 換気の徹底

1. 奈良県の緊急対処措置について

(8) 感染防止等を行う飲食店等・宿泊施設の認証制度の創設

- 奈良の飲食店・お宿の「安全・安心」を認証制度で推進

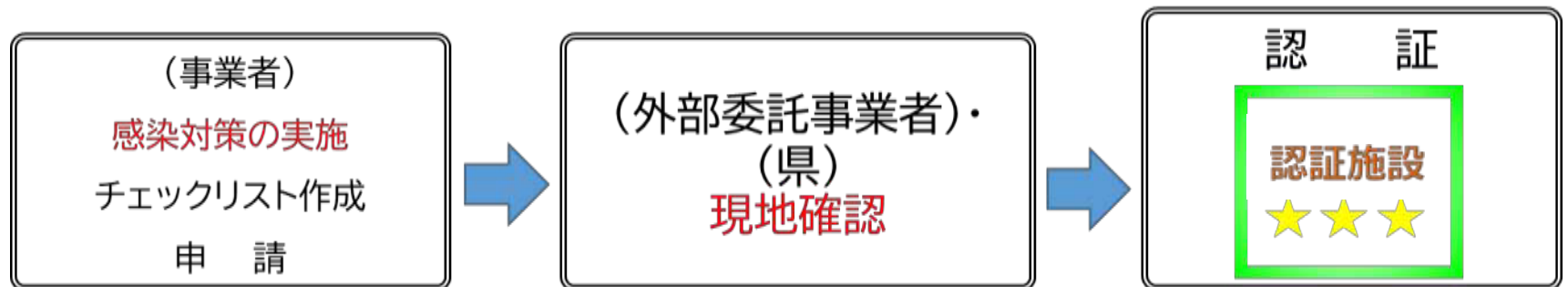
※感染防止対策の徹底度により、4段階の認証区分を設ける。

- 今後のスケジュール(予定)

5月25日 認証受付開始

5月31日 認証スタート (飲食店等から順次開始)

- 認証のフロー



1. 奈良県の緊急対応措置について

(8) 感染防止等を行う飲食店等・宿泊施設の認証制度の創設

- 認証取得に向けた**感染防止対策施設支援補助金**を県が支給
 - 補助対象経費の3/4
 - 上限額(飲食店等:20万円/宿泊施設:~5室 75万円、~29室 150万円、~49室 450万円、50室~ 750万円)
- 対象 : ①食品衛生法に基づく営業の許可を受けた**飲食店・喫茶店**のうち、客席を有するもの
- ②旅館業法に基づく営業の許可を受けた**宿泊事業者**
- 条件 感染防止対策の認証取得に取り組むこと
- 補助対象経費 :
 - (1)感染症対策に資する物品の購入等
 - <基本的な感染予防対策>手洗い場設置・改修、アルコールディスペンサーの購入設置 等
 - <飛沫感染防止対策>仕切り用アクリル板、透明ビニールカーテン・シート、パーテーション設置 等
 - <接触防止対策>手洗い場の自動水栓化、トイレ蓋の自動開閉設備 等
 - <換気機能向上対策>換気設備設置・改修、二酸化炭素濃度計測器の購入 等
 - (2)前向き投資に要する経費(宿泊施設のみ)
 - ・非接触チェックインシステムの導入備品
 - ・ワーケーションスペースの設置 等